# 「わ!しながわ」ロゴマーク使用の手引き

第2版

~あなたの「わ!しながわ」を伝えてください~

伝統が息づく暮らしと、都心の魅力が共存する品川区。

その品川区の素顔をもっと多くの人に知っていただくために、「わ!しながわ」 を合い言葉に、とっておきの品川を発信していきます。

そして、区民のみなさまを始め、出来るだけ多くの方と共有できるロゴマークを作成しました。

この手引きは、「わ!しながわ」ロゴマークを使用いただく際の注意点等を記しています。この手引きとロゴマークデザインマニュアルをご一読いただいた上で、ぜひロゴマークを活用して一緒に区の魅力を発信していきましょう!

#### 1. 利用できるロゴマークの種類

#### (1)基本形

品川区の特徴である地域の元気さや活気を伝えるために、躍動的な書体で、 シンプルに表現。区の多様性を表すために、多彩な色を用いて展開しています。



#### (2) カラーバリエーション

単色の場合は、下記の色をダウンロードが可能なデータとして用意しました。 その他、お好みの色を使用していただくこともできます。







赤

緑







ピンク

オレンジ

黒

## (3) 応用形







丸ナシ



メガホン



ロゴの縦バージョン



ポインター



虫メガネ

# (4) 英語版 基本形・カラーバリエーション



フルカラー

#### (5) 英語版 応用形











虫メガネ

(6) 英語版(略語表記) 基本形・カラーバリエーション



## 2. 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、品川区に帰属します。

# 3. 使用手続き

ロゴマークは、多くの方にご使用いただくことを想定しています。この手引きの遵守事項等をお守りいただければ、どなたでもご自由に使用できます。特に、手続きは不要です。

ただし、販売する商品にロゴマークを使用していただく場合には、<u>必ず事前</u>に申請をお願いします。

#### (例) ロゴマークを印刷(プリント)したTシャツを販売する等

#### 4. 使用にあたっての遵守事項

次に該当する場合(あるいは該当する可能性がある場合)は、使用できません。

- ◇品川区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- ◇法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ◇政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・団体・民族 等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- ◇青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ◇区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・ 推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ◇特定の個人や団体のシンボルマーク、商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ◇ロゴの変形を行う場合又は立体物でその表現がロゴの立体物と認められない場合
- ◇その他、品川区長が適切でないと認めた場合

#### 5. 使用条件

- (1) 品川区がホームページで提供する画像データを使用すること。
- (2)「わ!しながわ」ロゴマークデザインマニュアルに沿って使用すること。
- (3) 申請が必要な使用方法の場合、申請した使用内容を逸脱しないこと。
- (4) 使用料は無料です。
- (5) 原則として使用期限はありません。
- (6)目的と異なる使用や遵守事項に反した利用をしたときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用許可を取り消します。
- (7) キャッチコピー及びロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、品川区は一切関知しません。
- (8) ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、 使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

(9) この手引や遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

## 6. ロゴマークの使用例

ロゴマークの使用例を次に示します。下記以外にも、みなさまの自由なアイデアで、さまざまなシーンで活用いただくことを期待します。

使用者例	使用例
区民(個人)	電子メール、SNS、友人などへのお便り
町会・自治会	回覧板、町会行事のポスター、旅行会の案内状
商店・店舗	のぼり、イベント告知ポスター、ホームページ、ちら
	し、包装紙、看板、ポスター、メニュー
サークル・任意団体	SNS、ポスター、チラシ、配布グッズ
学校・大学	学校紹介冊子、生徒への配付物、学園祭のポスター
企業	名刺、ポスター、ホームページ、粗品
商品(販売目的)	ロゴマークをデザインしたTシャツ、文房具、食品等
	※販売目的でロゴマークを使用する場合には、 <u>事前に</u>
	申請が必要になります。

# 7. 問い合わせ先・申請書(販売目的)の提出先

品川区企画部広報広聴課シティプロモーション担当

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎5階

電話:03-5742-6043 (直通) FAX:03-5742-6870

E-mail koho-citypromotion@city.shinagawa.tokyo.jp